



ニッセイ豪州ハイ・インカム株式ファンド(毎月決算型)

愛称：ラッキー・カントリー

豪ドル投資の投資タイミングについて

豪ドル投資の損益は、投資開始時の為替レートによって異なる傾向

2000年以降の毎月末を開始時点として、3年間豪ドルに投資した場合の損益*をみてみると、投資開始時の豪ドル・円レートの水準によって、投資損益の傾向は大きく異なります。

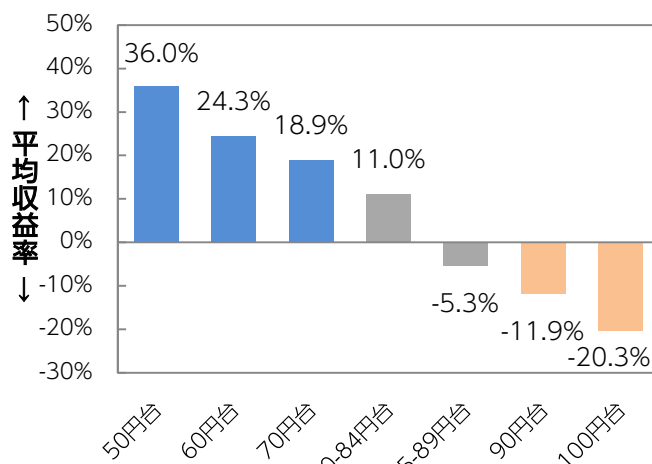
例えば、1豪ドル=80円を切る水準で投資を開始した場合では、すべて(80回/全80回)のケースでプラス収益となっています。一方、1豪ドル=90円以上の水準で投資を開始した場合では、3年後ではすべて(51回/全51回)のケースがマイナス収益となっています。

*2000年1月～2015年7月の各月末から豪ドルに3年間投資した、187のケースの投資損益を集計

豪ドルに3年間投資した場合の勝率と平均収益率（為替レート別）

(2000年1月末～2018年7月末<月次>)

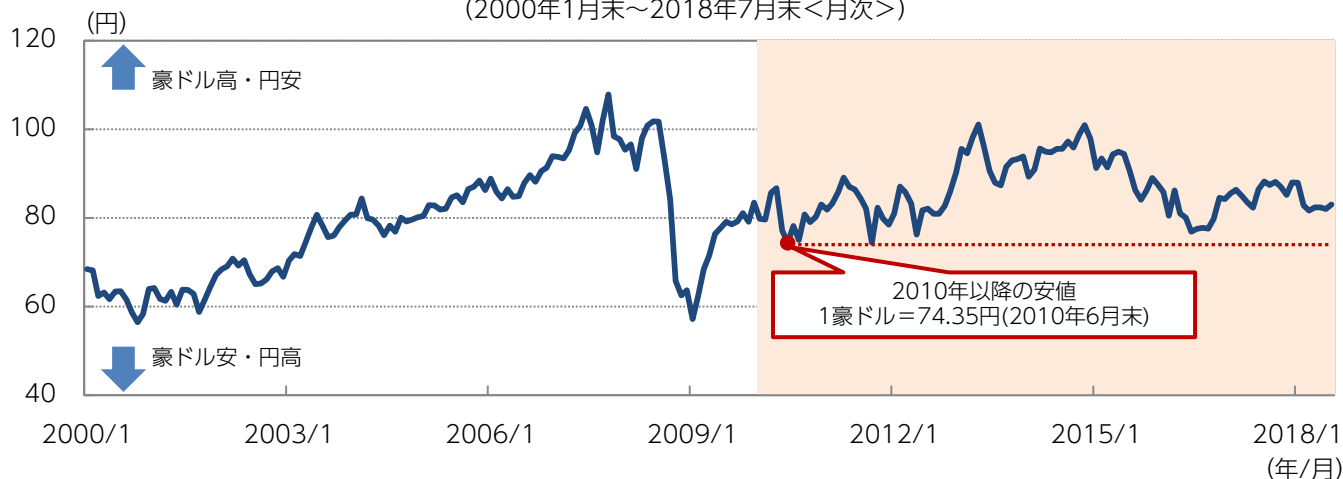
	← 投資開始時の豪ドル・円レート →						
3年間投資	50円台	60円台	70円台	80-84円台	85-89円台	90円台	100円台
ケース数(計187回)	5回	35回	40回	30回	26回	41回	10回
プラス収益の回数	5回	35回	40回	28回	10回	0回	0回
勝率	100%	100%	100%	93%	38%	0%	0%



← 投資開始時の豪ドル・円レート →

<ご参考> 豪ドル・円レートの推移

(2000年1月末～2018年7月末<月次>)



(出所)ブルームバーグ

ファンドの特色

- ① オーストラリア株式等に実質的に投資することにより、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざします。
 - ② オーストラリア株式等の実質的な運用はレッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドが行います。
 - ③ 原則として、毎月28日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に収益分配を行います。
- ※分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- ※将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

投資リスク

※ご購入に際しては、投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

基準価額の変動要因

- ファンド(指定投資信託証券を含みます)は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

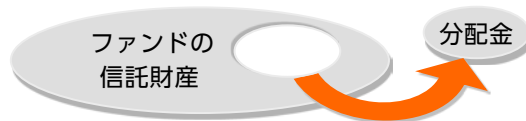
主な変動要因

株式投資リスク		株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化(倒産に至る場合も含む)等により、価格が下落することがあります。
不動産投資信託(リート)投資リスク	保有不動産に関するリスク	リートの価格は、リートが保有する不動産の価値および賃貸料収入の増減等、また不動産市況や景気動向等の影響を受け変動します。リートが保有する不動産の賃貸料や稼働率の低下、また自然災害等によって保有する不動産に損害等が生じた場合、リートの価格が下落することがあります。
	金利変動リスク	リートは、金利が上昇する場合、他の債券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。また、金融機関等から借入れを行うリートは、金利上昇時には金利負担の増加により収益性が悪化し、リートの価格が下落することがあります。
	信用リスク	リートは一般の法人と同様に倒産のリスクがあり、リートの経営や財務状況が悪化した場合、リートの価格が下落することがあります。
	リートおよび不動産等の法制度に関するリスク	リートおよび不動産等に関する法制度(税制・建築規制等)の変更により不動産の価値および収益性が低下する場合、リートの価格が下落することおよび分配金が減少することがあります。
為替変動リスク		原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。
流動性リスク		市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

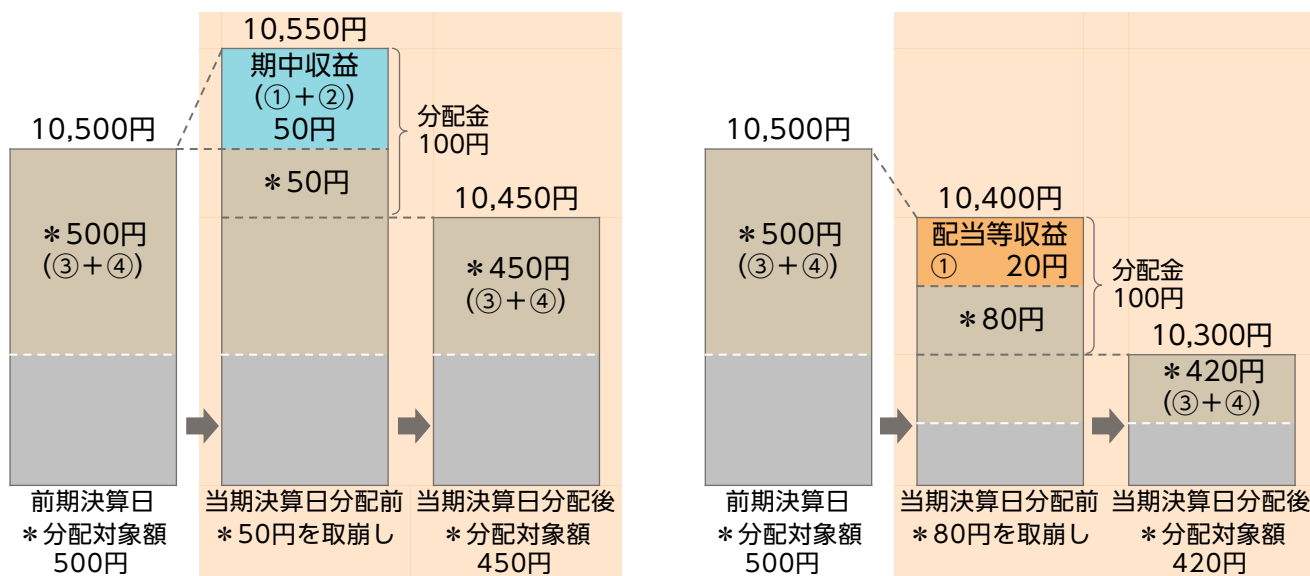


- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

前期決算日から基準価額が下落した場合



- 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金：期中収益(①および②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてることができます。

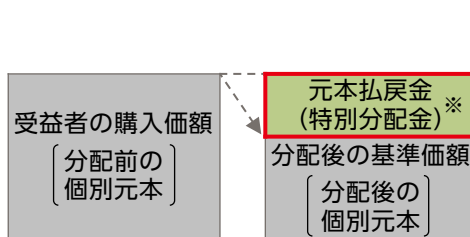
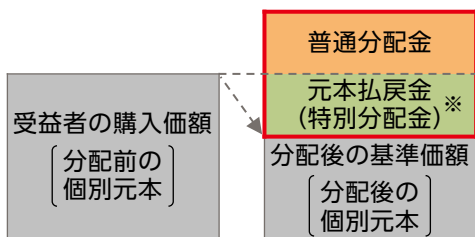
収益調整金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

❗ 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※実質的に元本の一部払戻しに相当する元本払戻金(特別分配金)が支払われると、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

- 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	各販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。
申込不可日	申込日または申込日の翌営業日がオーストラリア証券取引所(半休日を含みます)、シドニーの銀行、メルボルンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、購入・換金の申込みの受付を行いません。
信託期間	2021年8月27日まで(設定日：2012年6月18日)
繰上償還	・投資対象とする「LM・オーストラリア高配当株ファンド(適格機関投資家専用)」が存続しないこととなる場合には、ファンドを繰上償還します。 ・受益権の口数が10億口を下回っている場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。
決算日	毎月28日(該当日が休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

❗ ご購入に際しては、投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時	購入時手数料 (1万口当り)	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.24%(税抜3.0%) を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。 ※ 料率は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金時	信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

毎日	運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に年率1.188%(税抜1.1%)をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。		
		投資対象とする 指定投資信託証券	LM・オーストラリア高配当株ファンド (適格機関投資家専用)	年率0.6048% (税抜0.56%)
			ニッセイマネーマーケットマザーファンド	ありません。
	実質的な負担	ファンドの純資産総額に 年率1.7928%(税抜1.66%)程度 をかけた額となります。		
	監査費用	ファンドの純資産総額に年率0.0108%(税抜0.01%)をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。		
随時	その他の費用・ 手数料	組入価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。また、ファンドが投資対象とするLM・オーストラリア高配当株ファンド(適格機関投資家専用)において、実質的に投資する投資信託証券には運用報酬等の費用がかかりますが、銘柄等が固定されていないため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。		

❗ 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

❗ 詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ご留意いただきたい事項

- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動し、運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなります。投資元本および利回りが保証された商品ではありません。
- 当資料はニッセイアセットマネジメントが作成したものです。ご購入に際しては、販売会社よりお渡りする投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等(目論見書補完書面を含む)の内容を十分にお読みになり、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は保険契約や金融機関の預金ではなく、保険契約者保護機構、預金保険の対象とはなりません。証券会社以外の金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。
- 当資料のいかなる内容も将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、資金動向、市況動向等によっては方針通りの運用ができない場合があります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。

取扱販売会社一覧

※販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によっては、新規のお申込みを停止している場合もあります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問合せください。

取扱販売会社名	登録金融機関		登録番号	日本証券業協会			取扱販売会社名	登録金融機関		登録番号	日本証券業協会		
	金融商品取引業者	登録金融機関		一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第一種金融商品取引業協会		金融商品取引業者	登録金融機関		一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第一種金融商品取引業協会
株式会社SBI証券	○		関東財務局長(金商)第44号	○	○	○	株式会社ジャパンネット銀行	○		関東財務局長(登金)第624号	○	○	
岡三オンライン証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第52号	○	○	○	株式会社但馬銀行	○		近畿財務局長(登金)第14号	○		
カブドットコム証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第61号	○	○		株式会社筑邦銀行	○		福岡財務支局長(登金)第5号	○		
高木証券株式会社	○		近畿財務局長(金商)第20号	○			株式会社千葉興業銀行	○		関東財務局長(登金)第40号	○		
内藤証券株式会社	○		近畿財務局長(金商)第24号	○		○	株式会社中京銀行	○		東海財務局長(登金)第17号	○		
ひろぎん証券株式会社	○		中国財務局長(金商)第20号	○			株式会社中国銀行	○		中国財務局長(登金)第2号	○	○	
マネックス証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	株式会社トマト銀行	○		中国財務局長(登金)第11号	○		
楽天証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	株式会社富山第一銀行	○		北陸財務局長(登金)第7号	○		
株式会社あおぞら銀行	○		関東財務局長(登金)第8号	○	○		株式会社長崎銀行	○		福岡財務支局長(登金)第11号	○		
株式会社阿波銀行	○		四国財務局長(登金)第1号	○			株式会社南都銀行	○		近畿財務局長(登金)第15号	○		
株式会社関西アーバン銀行	○		近畿財務局長(登金)第16号	○	○		株式会社百十四銀行	○		四国財務局長(登金)第5号	○	○	
株式会社紀陽銀行	○		近畿財務局長(登金)第8号	○			株式会社三重銀行	○		東海財務局長(登金)第11号	○		
株式会社きらぼし銀行	○		関東財務局長(登金)第53号	○	○		三菱UFJ信託銀行株式会社	○		関東財務局長(登金)第33号	○	○	
株式会社きらやか銀行	○		東北財務局長(登金)第15号	○			株式会社みなと銀行	○		近畿財務局長(登金)第22号	○	○	
株式会社佐賀銀行	○		福岡財務支局長(登金)第1号	○	○		株式会社山形銀行	○		東北財務局長(登金)第12号	○		
株式会社四国銀行	○		四国財務局長(登金)第3号	○			株式会社山梨中央銀行	○		関東財務局長(登金)第41号	○		
株式会社清水銀行	○		東海財務局長(登金)第6号	○									

委託会社【ファンドの運用の指図を行います】	ファンドに関するお問合せ先
ニッセイアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第369号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会	ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター：0120-762-506 (午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます) ホームページ： https://www.nam.co.jp/
受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行います】	
三菱UFJ信託銀行株式会社	